

「やまがた安全・安心」GAP推進運動実施要領

1 趣旨

本県農業の持続的な発展を実現するため、本県農業の強みである「農産物の安全性確保」と「環境保全型農業」の取組みをより強固にするとともに、関係機関・団体が一体となり「労働安全」、「人権保護」、「農場経営管理」に取り組むGAPを一層推進する。

2 運動の期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4か年

3 実施項目

(1) 生産者・消費者等におけるGAPの認知度向上

①生産者の認知度向上によるGAPの取組みの拡大

生産者、特に地域農業をけん引する担い手及び新規就農者を対象としたGAP基礎研修会を開催し、GAPの認知度を向上させるとともに、取組みの拡大を図る。

②消費者・小売業者等の認知度向上

GAP取組生産者の意欲維持や、生産者・消費者等のGAPに対する認知度の向上のため、取組生産者等の情報を県の農業ポータルサイト「やまがたアグリネット」上で広く発信するとともに、SNS等で生産者、実需者、消費者同士の情報発信・共有・交流を促進する。

(2) 国際水準GAP認証取得の推進

①やまがたGAP取組の推進

国際水準GAP認証取得へのステップアップとして、やまがたGAPの取組を推進する。

②国際水準GAP認証取得研修会の開催による取得推進

やまがたGAP取組実施者等を対象としたガイダンスを開催し、国際水準GAPへのステップアップを推進する。

③農業技術普及課職員等によるコンサルタントの実施

農業技術普及課職員等はコンサルティングを実施し、国際水準GAPの認証取得を支援する。

④国際水準GAP認証取得支援事業の実施

個別認証：「やまがたGAP第三者認証制度」登録者（令和4～6年）へのJGAP認証新規取得の支援（令和7～8年度）。

団体認証：国庫による国際水準GAP認証新規取得の支援。

⑤GAP指導力の強化

主にJGAP指導員基礎研修を受講した農業技術普及課職員等を対象に、スキルアップ研修会を開催し、国際水準GAP認証取得に向け、コンサルタントとしての資質向上及び指導体制の構築・強化を図る。

⑥農業教育機関におけるGAP認証取得の支援

農業高等学校等におけるGAP認証取得への支援を行うとともに、GAPに精通した人材の育成を図る。

(3) 県産農産物の安全性確保に向けた取組みの堅持

「やまがた農産物安全・安心取組認証制度」を「プライマリーGAP（初歩のGAP）」として位置付け、「農薬の適正使用」と生産者自らによる「GAPの実施」に取り組み、県産農産物の安全性確保及びGAPの普及を図る。

4 実施機関における役割

(1) 各集荷団体等（市場関係団体、産直組織、任意出荷組合等）

GAPの取組や認証取得に向けた生産者等の合意形成の推進

(2) JA山形中央会・JA全農山形

各JAに対するGAP導入に向けた働きかけ

(3) 各JA

①GAP認証取得に向けた生産者等の合意形成の推進

②営農指導員等、関係職員のGAP指導能力の向上

(4) 各農業技術普及課

①複数の職員による指導体制の構築

②地域の担い手及び新規就農者に対するGAPの取組・認証取得の誘導及び現地指導

(5) 農業技術環境課

①生産者及び消費者・小売業者等に対するGAPの認知度向上の取組み

②やまがたGAP及び、やまがた農産物安全・安心取組認証制度の運用と推進

③GAP基礎研修会、国際水準GAP認証取得ガイダンス、GAP指導員のスキルアップ研修会の開催

④国庫補助事業を活用したGAP普及推進（対象事業：国際水準GAP認証取得ガイダンス、農業教育機関におけるGAP認証取得の支援、普及課職員による生産者への国際水準GAP認証取得に関わる指導、国際水準GAP認証取得支援事業）

⑤GAP普及推進に係る施策に関する関係機関・団体との調整